

7月は「青少年の被害・非行防止全国強調月間」です

「青少年は地域社会からはぐくむ」という観点に立ち、家庭、学校、地域住民、企業、団体及び行政が一体となり、こどもの性被害の防止や青少年の健全育成のための広報・啓発活動を集中的に実施します。

木曽地方部では「信州あいさつ運動」も兼ねて、こどもの性被害の防止や青少年の健全育成のための広報・啓発活動を集中的に実施します。

1 期間

令和8年7月1日(水)から7月31日(金)までの1か月間

2 子ども・若者育成支援推進本部木曽地方部の街頭啓発活動

【日時】7月15日(水) 午前7時40分から午前8時10分まで

【場所】木曽青峰高等学校前

3 月間の最重点課題

インターネット利用におけるこどもの性被害等の防止

フィルタリングの利用率向上のための取組の促進、青少年のインターネットを適切に活用する能力の向上促進、親子のルールづくり、コンテンツや利用時間を管理するペアレンタルコントロール機能の積極的な活用等の推進を図ることとし、青少年や保護者等に対し、青少年によるインターネットの適切な利用に向けた啓発を行う。

4 月間の重点課題

- 有害環境への適切な対応
- 薬物乱用対策の推進
- 不良行為及び初発型非行等の防止
- 重大ないじめ・暴力行為等の問題行動及びその被害への対応
- 再非行(犯罪)の防止

※活動の詳細は別紙「県下一斉街頭啓発活動木曽地方部実施計画」のとおりです。

確かな暮らしを守り、
信州からゆたかな社会を創る

しあわせ信州創造プラン 3.0
~大変革への挑戦「ゆたかな社会」を実現するために~

[長野県総合5か年計画推進中]

(問合せ先)

担 当 子ども・若者育成支援推進本部木曽地方部事務局
(木曽地域振興局 総務管理・環境課)

坂家、田中

電 話 0264-25-2213(直通)

F A X 0264-23-2583

E-mail kisochi-kenmin@pref.nagano.lg.jp

令和 8 年度「青少年の被害・非行防止全国強調月間」

県下一斉街頭啓発活動木曽地方部実施計画

趣 旨	長野県では 7 月を「青少年の被害・非行防止全国強調月間」と定め、内閣府実施の同要綱に基づき、各種取り組みを図っている。 木曽地方部においては「青少年は地域社会からはぐくむ」という観点に立ち、家庭、学校、地域住民、行政等が一体となった青少年育成運動の推進を図る。 また、「信州あいさつ運動」の推進により、地域を元気にして、地域ぐるみで青少年の育ちを応援する。
実施場所及び日程	実施場所：木曽青峰高等学校前 日 時：令和 8 年 7 月 15 日（水）午前 7 時 40 分～午前 8 時 10 分 午前 7:35 開始の会（参加者の自己紹介） 7:40 啓発活動開始 8:10 終了の会
参 加 者	木曽郡小中高等学校長会（各 1 名） 木曽福島地域協議会（2 名） 社会を明るくする運動推進委員会（2 名） 木曽警察署（1 名） 木曽町（1 名） 木曽地域振興局（2 名） 計 11 名
実施内容	木曽青峰高等学校の生徒さんの登校時間にあわせ、あいさつ運動を行うとともに、強調月間の周知を図る。また、啓発物品（リーフレット・ポケットティッシュ）を全校生徒へ配布し、青少年の被害・非行防止のための啓発を行う。
留意事項	・小雨決行 ・参加者は現地集合 ・準備品 ※準備は木曽地域振興局で行う - のぼり旗（7 月強調月間） - のぼり旗（信州あいさつ運動） - タスキ（信州あいさつ運動） - 啓発用リーフレット・ポケットティッシュ（全校生徒数分）
その他	・木曽町中学校の全校生徒へ啓発リーフレットを配布する。 ・蘇南高等学校の全校生徒へリーフレット・ポケットティッシュを配布する。